

## 立竹木調査算定要領の一部改正《新旧対照表》

【現行】平成31年3月29日 改正

【改正】令和2年3月18日

改正後	現 行
<p>(図面)</p> <p>第6条 立竹木の図面は、第3条の調査結果を基に作成するものとし、作成する図面の種類は、次の各号のとおりとするものとする。</p> <p>一 立竹木配置図(庭木等)</p> <p>二 標準地位置図等(用材林)</p> <p>三 写真撮影方向図</p> <p>四 その他必要な図面</p> <p>2 立竹木の図面は、原則として、次の各号により作成するものとする。</p> <p>一 図面は、立竹木の所有者ごとに作成し、地番及び土地の取得等の計画線を赤色の実線で記入する。</p> <p>二 図面の大きさは、原則として、日本産業規格A列3番横とする。</p> <p>三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。</p> <p>四 写真撮影方向図は、立竹木配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。</p> <p>五 標準地調査を行った場合は、図面に、標準地の位置及び面積並びに樹木数量等を決定した範囲及び面積を記載する。</p> <p>六 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(図面)</p> <p>第6条 立竹木の図面は、第3条の調査結果を基に作成するものとし、作成する図面の種類は、次の各号のとおりとするものとする。</p> <p>一 立竹木配置図(庭木等)</p> <p>二 標準地位置図等(用材林)</p> <p>三 写真撮影方向図</p> <p>四 その他必要な図面</p> <p>2 立竹木の図面は、原則として、次の各号により作成するものとする。</p> <p>一 図面は、立竹木の所有者ごとに作成し、地番及び土地の取得等の計画線を赤色の実線で記入する。</p> <p>二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3版横とする。</p> <p>三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。</p> <p>四 写真撮影方向図は、立竹木配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。</p> <p>五 標準地調査を行った場合は、図面に、標準地の位置及び面積並びに樹木数量等を決定した範囲及び面積を記載する。</p> <p>六 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。</p> <p>(以下 略)</p>